

新旧対照表

(傍線部分は改定部分)

	旧	新
第 16 条 (不正使用)	1. デビットユーザーは、カード番号を第三者に不正使用された場合、当該不正使用に起因する一切の事項につき責任を負うものとします。 2. 前項にかかわらず、第三者によるカード番号の不正使用について、普通預金口座不正使用補償規定（個人・個人事業主口座）、普通預金口座不正使用補償規定（法人口座）に定める条件を満たす場合は、普通預金口座不正使用補償規定（個人・個人事業主口座）、普通預金口座不正使用補償規定（法人口座）が適用されるものとします。 3. 当社は、カード番号が第三者によって不正に使用され、またはそのおそれがあると判断した場合、本サービスにおける当社の手続きの一部または全部を停止し、またはデビットユーザーに貸与したカード番号を無効にすることができるものとします。この場合、デビットユーザーは、当社が行う所定の本人確認および不正使用に関する調査を行うことをあらかじめ承諾し、これに協力するものとします。	1. デビットユーザーは、カード番号を第三者に不正使用された場合、当該不正使用に起因する一切の事項につき責任を負うものとします。 2. 前項にかかわらず、第三者によるカード番号の不正使用について、普通預金口座不正使用補償規定（個人・個人事業主口座）、普通預金口座不正使用補償規定（法人口座）に定める条件を満たす場合は、普通預金口座不正使用補償規定（個人・個人事業主口座）、普通預金口座不正使用補償規定（法人口座）が適用されるものとします。 3. 前項にかかわらず、次に掲げる損害に対しては、補償は行われません。 <u>(1) ワンタイムパスワードを用いたデビットカードの使用による損害</u> <u>(2) カード番号等を用いた認証がされたデビットカードの使用による損害</u> <u>(3) カード番号等および当社が生成した確認コードを用いて登録がされた Wallet サービス（「Visa デビット Wallet 利用規定」で定めるサービス）の使用による損害</u> 4. 当社は、カード番号が第三者によって不正に使用され、またはそのおそれがあると判断した場合、本サービスにおける当社の手続きの一部または全部を停止し、またはデビットユーザーに貸与したカード番号を無効にすることができるものとします。この場合、デビットユーザーは、当社が行う所定の本人確認および不正使用に関する調査を行うことをあらかじめ承諾し、これに協

		力するものとします。
--	--	------------

※「カードレス Visa デビット利用規定（旧）」と「カードレス Visa デビット利用規定（新）」ともに共通の改定となります。

以上